

市立保育所の社会福祉法人営化についての  
ガイドライン（案）

京丹後市

## ガイドラインの作成にあたって

京丹後市では、多様化する保育ニーズに応えるとともに、保育サービス全体の活性化を図るため、市立保育所の適正な配置や社会福祉法人への移管又は委託（以下、「民営化」という。）などを内容とする「京丹後市保育所再編等推進計画」（以下、「保育所再編計画」という。）を策定しました。

この中の柱の一つである民営化について、保育所再編計画では「概ね平成 19 年度から平成 22 年度」に「市街地保育所 2 箇所程度」としてはいますが、歴史的に、今日に至るまで公立保育所を中心としてきたことから、保護者や地域の皆さんの様々な不安も予測されるところです。

市としては、このような状況を踏まえ、民営化を行う場合の一定の基準やルールを「ガイドライン」として定め、広く市民の皆さんにお示しをしてご理解を得る必要があること、そのことがより良い実施事業者の確保にもつながり、ひいては保育サービス全体の向上に資すると考えています。

このガイドラインは、市立保育所の民営化を検討し進めていく上での基本ルールとします。今後の具体化に際して、ガイドラインを基本としつつ、保護者の皆さんをはじめ関係の方々のご意見を伺い、尊重しながら進めていきます。

なお、保育所の民営化を進める基本的な考え方は、次のとおりです。

- 1．夜間保育、休日保育等の保育ニーズに対応する保育サービスを提供する。
- 2．市の保育全体の活性化を図り、質の向上をめざす。
- 3．保育所運営の効率化によって創出した財源により、在宅子育て家庭の支援充実を進める。

# 市立保育所の社会福祉法人営化についてのガイドライン（案）

## ガイドラインの位置づけ

### 1. ガイドラインの性格

このガイドラインは、保育所再編計画に定める市立保育所の民営化を進めていく基準であり、より良い民営化を実施するための指針となるものです。

このガイドラインを基本に、保護者や関係者の皆様のご意見をうかがいながら実施していきます。

### 2. ガイドラインの目的

このガイドラインは、市としての民営化の基準やルールを明確にし、市民に広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消するとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的とします。

## ガイドラインの内容

### 1. 民営化の手法

方法としては、市立保育所そのまま保育業務のみを「委託」する方式と、保育所施設そのものを民間施設とする「移管」方式、またその中間的な方法である「指定管理」などがあります。計画の検討段階から、また計画に対するパブリックコメントなどで多くの意見を受け、慎重に検討した結果、事業運営の自立性や、経営の継続性及び安定性など保育内容の維持・向上等を考慮し、市立の施設をそのまま利用して民間事業者が私立保育所として運営する「移管方式」（建物を譲渡又は貸与、土地を貸与）とします。

### 2. 事業者の範囲

平成 12 年に国の規制が緩和され、従来は地方公共団体または社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営主体が、株式会社等にも認められるようになりました。

しかし、社会福祉法人以外の場合は、新たな発想による保育内容の提供や運営経費の削減等が期待されるものの、認可保育所としての実例が少なく、保育所運営の実績評価が困難であることなどから、計画に定めるとおり、事業者の範囲は「社会福祉法人」とします。

### 3 . 民営化対象保育所の選定

市は、民営化により夜間保育や休日保育事業等の実施を予定しています。このため、対象保育所を選定する際には、事業の効果や継続性、保護者の利便性等を考慮し、将来的にもこれらの保育需要が見込まれる保育所であることを条件とします。具体的には以下の点を重視し、総合的に判断して決定します。

- 延長保育の実績や希望者が多いこと
- 通所の利便性が高いこと
- 施設の建て替えが当分の間不要であること
- 一定範囲内に市立保育所があること

### 4 . 対象保育所の発表

決定した対象保育所の発表から民営化移行まで最低2年程度の期間を確保します。発表は、対象保育所の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、対象保育所保護者が他の市立保育所も選択できるよう、また他の市立保育所の保護者が対象保育所も選択できるよう、次年度の入所申込み時期に間に合うように周知します。発表後、対象保育所の保護者等に対し説明会を実施します。

### 5 . 事業者の募集

事業者の募集は、より優良な事業者を確保するため、市内外を問わず公募します。多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用いるとともに、1ヶ月以上の応募期間を確保します。また、募集要項は保護者をはじめ市民に公開します。

### 6 . 事業者の選定

#### (1) 選定の基準

保育の質を維持・向上できる事業者を選定することを原則とします。そのため、事業者の継続性や安定性等とともに、保育所運営上の内容を中心とした審査を行い、より優良な事業者を選定します。

選定にあたっては、以下の点を重視します。

児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。

経営責任者や保育所長候補者等と面接を行うとともに、運営の透明性等の経営体質を確認します。

子どもの発達・育ちを重視し、子どもを中心とした保育を実施していること。

事業者が現に実施している保育を実地調査するとともに、保育日誌等により

日々の保育状況を確認します。

質の高い職員が確保されること。

配置予定職員の募集等を注視するとともに、職員の雇用形態・定着の度合い等を確認します。

職員の人材育成や保育所運営への職員参画がなされていること。

職員研修や職員会議等に関する記録、実践を確認します。

## (2) 選定組織

市は、事業者の選定にあたって、学識経験者や保育現場経験者等で組織する選定委員会を設置します。

## (3) 決定事業者名の発表

決定事業者の発表から民営化まで、最低1年程度の期間を確保します。

決定事業者名の発表は、広く市民に行うこととし、対象保育所の保護者が他の市立保育所を選択できるよう、また他保育所の保護者が民間移管対象保育所を選択できるよう、次年度の入所申込み時期に間に合うよう周知します。

また、運営事業者の決定後、他の市立保育所への転所を希望する在所児の保護者について、他の保護者との公平性に配慮しながら、転所がしやすくなるよう対応します。

## 7. 円滑な引継

### (1) 移行までの準備期間

移行のための準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継体制や保護者の理解等、移行するまでに十分な準備ができるようにします。

### (2) 保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継のためには保護者・事業者・市の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに、三者による話し合いの場を設置します。

### (3) 合同保育の実施

移行の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化が、子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があります。このため、移行のための準備期間中に、市職員と事業者職員が合同で保育に当たる期間を設け、子どもたちが移行後の職員に早く慣れるように配慮します。

合同保育の期間は、個々の子どもの状況把握に努めながら、3ヶ月程度を目安とします。また、合同保育期間については、市は事業者と業務委託契約を締結し、委託料を支出します。

### (4) 引継過程における支援

市は、移行準備期間や合同保育期間において、事業者職員の雇用、研修及び市立

保育所への派遣等について必要な支援を行います。また、引継が計画どおり実施されているか逐次進行管理を行い、問題が生じた場合には、必要な改善指導を行います。

## 8. 移行後の市の責務

- (1) 移行後における保護者、事業者、市の三者による話し合いの場の設置  
移行後についても、引き続き必要な期間、保護者、事業者、市の三者の話し合いの場を設置します。
- (2) 移行後における市の支援  
移行後の保育の質の維持向上のため、研修等の面で市が支援します。
- (3) 移行後の保育内容の確認等  
市は、事業者による保育内容を逐次確認するとともに、問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善指導を行います。
- (4) 評価と情報の公開  
事業者に対し、福祉サービスの『第三者評価制度』の受診を義務付け、第三者の視点により評価を行います。この評価は広く公開するなど、情報の開示に務めます。